

健 保 険 第 226 号

平成 31 年 4 月 19 日

「国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託」に関する質問書への回答について

健康福祉局生活福祉部保険年金課長

質問書によりご質問いただいた内容について、次のとおり回答します。

国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託 質問と回答

NO	質問箇所		質問	回答
1	提案書	—	プロポーザルに向けて、フォーマットは記入可能な電子ファイルにて、いただくことは可能でしょうか。	提出書類については、ホームページからダウンロードしてください。
2	提案書	1 会社概要	プロポーザル内「1 会社概要：委託された場合の営業拠点」は履行場所との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	提案書	1 会社概要	プロポーザル内「1 会社概要：年間売上金」は29年度実績との認識でよろしいでしょうか。	事業年度が会社によって異なるため、直近の事業年度の年間売上金を記入してください。
4	提案書	2 業務実施体制	プロポーザル内「2 業務実施体制：経験年数」は健康診査受診勧奨にかかわる経験年数でしょうか、担当予定の業務内容にかかわる経験年数でしょうか。 また、記載する体制には「1 会社概要」で記載した人数全員を記入するのでしょうか（未定の場合は、担当者Aなど人数分用意すべきか）。	「2 業務実施体制：経験年数」には、健康診査受診勧奨にかかわる経験年数を記入してください。 また、「2 業務実施体制」には「1 会社概要」で記載していただいた従業員数の実際に業務の担当者となる者を記入してください。（現時点での予定担当者を記入してください。）
5	業務説明資料	5 勧奨対象者	未受診者は約25万人とのことですが、未受診者全員に対して通知ということでしょうか。	受診勧奨対象者は最大25万人を見込んでいますが、受診勧奨対象者の特定業務により、勧奨対象者数は前後されることが想定されるため、協議の上決定します。
6	業務説明資料	8 (2) データ分析・受診勧奨対象者の特定業務	8 業務概要 (2) ウにつきまして、分析データ・報告書の納品とありますが、このうち、分析データは別途リスト等で納品する必要がありますか。 また、納品する分析データは今後横浜市が受診検証を行う際に資するものを作成する必要がありますか。	お見込みのとおりです。分析データ・報告書の納品については今後本市が活用可能なものを作成していただくことを想定しております。
7	業務説明資料	8 (2) データ分析・受診勧奨対象者の特定業務	8 業務概要 (2) イにつきまして、分析データ・報告書の納品とありますが、弊社の場合、事業実施の当該年度内に期中、中間報告、最終報告の計3回結果報告業務を実施しておりますが、報告業務の回数に指定はございますか。また、報告書のページ数に下限はありますか。	報告回数また報告書のページ数について、指定はありませんが、契約後に協議の上で決定します。
8	業務説明資料	8 (3) 受診勧奨業務	日本語以外の言語または通知書等の郵送物の点字への対応は必須でしょうか。	ご提案いただいたうえで、協議の上決定します。
9	業務説明資料	8 (3) 受診勧奨業務	文書以外での勧奨の実施は委託者と協議の上実施するという認識でよろしいでしょうか。	文書による勧奨を行うことを必須としています。文書とともにそれ以外の方法による勧奨を行う場合は、ご提案いただき、協議の上決定します。
10	業務説明資料	8 (3) 受診勧奨業務	通知用紙に指定はありますか。	通知用紙に指定はありません。ご提案いただき、協議の上決定します。
11	業務説明資料	8 (3) 受診勧奨業務	「業務説明資料」の8の(3)のアの(イ)で、送付先の氏名や住所に外字が含まれている場合、氏名の外字は「カナ」に、住所の外字は「常用漢字」に変換することを前提とさせて頂いてもよろしいでしょうか？	横浜市独自の外字フォントを提供しますので、それに沿って変換していただきます。
12	業務説明資料	8 (3) 受診勧奨業務	勧奨の方法について、文書での勧奨に加えて、文書以外の選択肢（例えば電話）を挙げることは望ましいか。或いは挙げるべきではないかご教示いただきたい。	文書による勧奨を行うことを必須としています。文書とともにそれ以外の方法による勧奨を行う場合は、ご提案いただき、協議の上決定します。
13	業務説明資料	8 (3) 受診勧奨業務	8 業務概要 (3) ア (オ) につきまして、生活習慣病由来のレセプトが出ている方に対するの送り分けをする必要があるという認識でよろしかったでしょうか。 また、通知を送って不快に思わないというエビデンスは横浜市と同等規模での実績を有しているということでしょうか。	受診勧奨対象者の特性に応じた通知内容は、ご提案いただいたうえで、協議の上決定します。 通知を送って不快に感じることの無いエビデンスは、本市と同等規模での実績を有していることに限っていません。

NO	質問箇所		質問	回答
14	業務説明資料	8 (3) 受診勧奨業務	業務説明資料では、8 業務概要(2)イに「分析結果を記載した報告書を作成し、電子媒体等により委託者に納品する」と記載されており、一方、評価基準の4 受診勧奨事業企画には効果検証に関する配点が記載されていません。分析結果等の効果検証は配点内に入るのでしょうか。	業務説明資料8 (2) データ分析・受診勧奨対象者の特定業務は、対象者の設定に関連しているため、配点内となっております。
15	業務説明資料	8 (3) 受診勧奨業務	市章やマスコットキャラクターの画像データの提供は可能でしょうか。	提供可能です。
16	業務説明資料	8 (3) 受診勧奨業務	納品は指定の郵便局とのことですが、こちらは複数の郵便局へ納品するのでしょうか。	通知物の形式により郵便料金が異なるため、協議の上決定した通知物を最小限の費用で送付できる方法を選定させていただきます。
17	業務説明資料	8 (3) 受診勧奨業務	郵便局への支払いに関しては、事業者の立て替えを想定されているのでしょうか。	郵便料金については本市で支払います。
18	業務説明資料	8 (3) 受診勧奨業務	通知物の形式についての指定はありますでしょうか。(封書、ハガキなどの形式やA4、A3のサイズ等)	通知物の形式についてはサイズ指定はありません。ご提案いただいたうえで、協議の上決定します。
19	業務説明資料	8 (3) 受診勧奨業務	指定の郵便局とは何処の郵便局を想定しておりますでしょうか。	通知物の形式により郵便料金が異なるため、協議の上決定した通知物を最小限の費用で送付できる方法を選定させていただきます。
20	業務説明資料	9 貸与予定データ	「業務説明資料」の9の貸与予定データについて、ご提供予定時期をご教示頂けますでしょうか。	既存データは契約後お渡しします。その他必要なデータは、契約締結後、協議の上お渡しします。
21	業務説明資料	9 貸与予定データ	「業務説明資料」の9の貸与予定データについて、ご提供頂けるデータにはそれぞれ「個人を一意に識別できる番号」が含まれた状態でご提供頂けるという認識でよろしいでしょうか。	個人を識別する番号は含まれますが、正確性を担保するために複数の項目を用いて突合していただくことを想定しています。
22	業務説明資料	9 貸与予定データ	「業務説明資料」の9の貸与予定データの(3)について、健診結果データを過去6年度分(平成25～30年度)ご提供頂くことは可能でしょうか。	過去4～6年間のデータを提供することを予定しています。
23	業務説明資料	9 貸与予定データ	全くの未受診者の情報についても貸与されるデータがあるか、ご教示いただきたい。	未受診者の情報については、住所、性別、年齢、通院歴等のデータになります。
24	業務説明資料	9 貸与予定データ	貸与されるKDBデータの容量(〇〇人分、〇〇件、等)と形式(CSV形式、等)についてご教示頂きたい。	KDBデータ容量については、各年度で特定健診受診対象者の約55～60万人分のデータで、形式はCSV形式を基本とします。
25	業務説明資料	9 貸与予定データ	貸与されるデータの提供時期・期間(過去何年分か)についてご教示頂きたい。	既存データは契約締結後お渡しします。その他必要なデータは契約締結後、協議の上お渡しします。また、過去4～6年間のデータを提供することを予定しています。
26	業務説明資料	9 貸与予定データ	KDB関連データに国保資格取得日の情報は含まれるのでしょうか。	KDB関連データには国保資格取得日は含まれておりません。
27	業務説明資料	9 貸与予定データ	特定健診データは過去何年分提供が可能でしょうか。	特定健診データについては過去4～6年分提供がすることを予定しています。

NO	質問箇所		質問	回答
28	業務説明資料	9 貸与予定データ	2019年9月末時点の未受診者リストはいつ頃ご提供可能でしょうか。	勸奨予定時期を11～12月初旬を予定しているため、未受診者リストは8月末時点は10月末頃、9月末時点は11月末頃に提供可能です。
29	業務説明資料	9 貸与予定データ	貸与予定データに含まれる(3)特定健診データ管理システム関係データ、(4)KDB関連データは、具体的にどのようなデータとなるのでしょうか。(1)受診券発行者リスト、(2)未受診者リストとの突合が可能なデータなのでしょうか。	貸与予定データの内容については、別紙資料をご確認ください。受診券発行者リスト、未受診者リストについては、個人を識別する番号は含まれますが、正確性を担保するために複数の項目を用いて突合していただくことを想定しています。
30	プロポーザル参加及び提案書作成要領	6 提案書の内容	「実施要領」6の(2)より、用紙の大きさについてA4版縦書きとありますが、一部A3を折り畳んだ状態でご覧頂きたい資料がございますが、よろしいでしょうか。	原則A4版としていますが、A3版も可能です。
31	契約	—	当グループ各社で連携して事業を実施したいと考えているが問題ないか、また委託額の上限等（見積額の50%以下まで、等）があればご教示いただきたい。	業務の再委託であれば可能です。また、概算業務価格（上限）はプロポーザル参加及び提案書作成要領の記載のとおり、約22,000千円（消費税込価格）です。
32	契約	—	業務の内容につきまして、消費税は10%の想定でよろしかったでしょうか。	消費税の増税を見込んだ内容で契約予定です。
33	評価基準	—	4 受診勸奨事業計画の評価事項にある「対象者の特性に沿ったエビデンス」とは科学的根拠に基づくものや、横浜市と同等規模以上での受診率向上実績という認識でよろしかったでしょうか。	受診勸奨事業企画の評価事項の内容の趣旨は、対象者の特性に応じた、行動科学等のエビデンスに基づく勸奨方法や効果検証済みの勸奨方法などであることを評価するものです。
34	スケジュール	—	「業務説明資料」の2の委託期間の契約締結日はいつ頃を予定されていらっしゃるでしょうか？	関連資料のスケジュール表のとおり、7月中を予定しています。
35	業務全体	—	業務目的に合わせて設定されたKPIはございますか。	第2期横浜市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期横浜市国民健康保険特定健康診査等実施計画上で、31年度特定健診受診率の目標値は30.5%を設定しています。
36	過去事業実績	—	過去3カ年分の通知書送付件数をお教えてください。	平成28年度：48,374件（※未受診者アンケート） 平成29年度：97,412件 平成30年度：91,707件
37	過去事業実績	—	受託後に前年度送付された通知書のひな形をデータでいただくことは可能でしょうか。	提供可能です。
38	過去事業実績	—	「業務説明資料」の8の(2)のアのデータ提供及び加工業務に関連して、「平成25年～平成29年における継続受診者（5年連続受診）の人数」、「平成25年～平成29年における継続未受診者（5年連続未受診）の人数」をご教示頂くことは可能でしょうか。	質問にある過去5年の継続受診者及び未受診者の人数は把握していませんが、第2期横浜市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期横浜市国民健康保険特定健康診査等実施計画に過去3年間の受診回数を掲載していますので参考までにご確認ください。
39	過去事業実績	—	平成29年度の特定健診の受診率（法定報告値）をご教示頂けますでしょうか。	平成29年度の特定健診受診率（法定報告値）は21.9%です。
40	過去事業実績	—	平成30年度の特定健診の受診率（速報値）をご教示頂けますでしょうか。	平成30年度の特定健診受診率（2月27日速報値）は15.5%です。
41	過去事業実績	—	平成30年度に「特定健康診査受診勸奨業務」として実施された業務内容をご教示頂くことは可能でしょうか。	平成30年度の受診勸奨業務は次のとおりです。 ①ハガキによる未受診者勸奨（11月） 対象者：過去2年で1度も受診したことがある未受診者（約9万人） ②自動電話による未受診者勸奨（11月） 対象者：過去2年で1度も受診したことがない40～50歳の未受診者（約5万人）

貸与予定データ

No.	名称	内容
1	受診券発行者リスト	区コード、被保険者証番号、受診券整理番号、被保険者氏名、識別コード、生年月日、性別、宛名住所、送付先住所等
2	未受診者リスト（処理時点）	区コード、被保険者証番号、識別コード、被保険者氏名、宛名住所等
3	特定健診データ管理システム関係データ	保険者番号、被保険者証番号、生年月日、性別、受診券整理番号、健診実施年月日、健診機関コード、健診結果等
4	KDB関連データ	被保険者証番号、氏名、生年月日、性別、住所、健診受診有無、医療受診有無等